

平成 29 年度第 3 回松戸市環境審議会  
(会議録)

- 【開催日時】 平成 30 年 2 月 21 日(水) 午後 2 時から  
【開催場所】 市役所新館 7 階大会議室  
【次 第】 平成 29 年度第 3 回松戸市環境審議会  
\*開会  
\*環境部長挨拶  
\*議題  
・一般国道 464 号北千葉道路(市川市～船橋市)計画段階  
環境配慮書について  
\*その他  
\*閉会

- 【出席者】 [委員]  
・本條 毅 委員  
・新 玲子 委員  
・増田 孝 委員  
・森田 雅久 委員  
・椎名 憲一 委員  
・小林 辰幸 委員  
・根本 正 委員  
・野口 功 委員  
・瀧本 實 委員  
・坂本 一憲 委員 ※欠席  
・野中 博史 委員 ※欠席  
・高橋 清 委員 ※欠席  
・大和 治枝 委員 ※欠席  
・長濱 和代 委員 ※欠席

[松戸市職員]

- ・戸張 武彦 (環境部長)
- ・佐藤 充宏 (環境部参事監)
- ・門倉 隆 (環境政策課長)
- ・保土田 有希子 (課長補佐)
- ・小山 陽子 (主幹)
- ・桑原 厚 (主査)
- ・柴田 悟 (主任主事)
- ・式田 諒 (主事)
- ・青木 一晃 (主事)
- ・中村 薫 (環境保全課課長補佐)
- ・鈴木 亮 (主幹兼大気騒音係長)
- ・安崎 正芳 (水質保全係長)
- ・安食 篤志 (都市計画課専門監)
- ・山内 智博 (主査)
- ・後藤 香 (主任技師)
- ・三末 容央 (みどりと花の課専門監)
- ・稲吉 かなえ (主査)

[関係機関]

環境省関東地方環境事務所環境対策課

- ・池田 早苗

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

- ・吉田 究
- ・伊藤 正道

千葉県県土整備部道路計画課

- ・白川 英司
- ・宮崎 俊夫

【傍聴者】

1 名

司会 ただいまから平成 29 年度第 3 回松戸市環境審議会を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課の小山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、環境審議会開催にあたりまして、環境部長の戸張武彦からご挨拶申し上げます。

戸張環境部長

皆様こんにちは、環境部長の戸張と申します。本日は大変お忙しい中、各委員の皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議事としましては、次第のとおり、前回の 1 月 23 日に平成 29 年度第 2 回環境審議会でご審議いただきました「一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）計画段階環境配慮書について」となっております。この件につきましては、前回に引き続き、2 回目の付議となるわけでございます。前回の審議会では、千葉県知事から松戸市へ照会がございました。これを受けまして、松戸市長から本審議会に配慮書の配慮事項の選定、ならびに配慮書に関する調査手法や評価結果の妥当性などに関しましての諮問がございまして、その説明をさせていただいたところでございます。審議会としての答申をすべく、皆様からご意見をいただきましたところ、複数の委員様から 11 項目のご意見が提出されました。本日は、今回、提出いただきましたご意見や市役所内の関係する部署の意見を基に、事務局で答申（案）を作成しましたので、この後、この答申（案）について、ご審議いただくこととなります。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司会 最初に、事務局から本日配布した資料の確認をさせていただきます。

事務局 (配布資料の確認)

司会 それでは、ここからは松戸市環境審議会条例第 8 条第 1 項の規定により、議事進行を本條会長にお願いしたいと思います。それでは、本條会長、よろしくお願いいたします。

本條会長 それでは、私が議事を進行させていただきます。  
最初に本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の出席者は坂本委員、野中委員、高橋委員、大和委員、長濱委員が所用により欠席するとの連絡をいただいておりますので、計 9 名となり、松戸市環境審議会条例第 8 条第 2 項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告します。

本條会長 続きまして、本審議会は松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、公開となっておりますが、今回、傍聴希望者はいますか。

事務局 1 名の傍聴希望がありましたので、ご報告申し上げます。

本條会長 それでは、傍聴を許可します。

(傍聴者入室)

本條会長 それでは、議事「一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）計画段階環境配慮書について」を事務局から説明をお願いいたします。

桑原主査 (資料に沿って説明)

本條会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、質問等がありましたら、お願いいたします。

野口委員 市長からの諮問は、選定項目・手法・結果が妥当なのかについて議論してほしいとしていますが、この答申（案）はまったく答申されていないのは、そもそも形がおかしいのではないかと思います。

桑原主査 今回、答申の主旨といたしましては、まず、配慮書の全体を見てほしいということがご指摘のとおりでございます。その中で、あくまで意見を取りまとめるべき事項であろうということについて答申という形で項目を出しております。手法が妥当なのか等の議論をお願いするという事は、確かにありますが、現段階ではアセスメントの手法に基づいて、対応していると判断させていただいておりますので、その手法についての意見出しというのは、答申（案）の中には記載していないということでございます。

野口委員　そもそもこの諮問についての別紙とは何ですか。

桑原主査　諮問文書の一部でございます。

野口委員　審議会としてはこれに答えないといけないわけですよ。項目が妥当なのか議論をお願いしますと諮問に記載されているので、それについて審議会の中で議論して妥当かどうかという答申をしなくてはいけないということではないのですか。

桑原主査　ボタンの掛け違いがあるかもしれませんが、今回の諮問に関しては、あくまで配慮書の選定項目自体を議論するものではありません。何が議論になったのかを答申としてまとめていただくという主旨でございますので、必ずしも一言一句沿った答申文を作らなければならないという拘束があるものではないと認識しております。

野口委員　主旨ということはそういうことではないのですか。

桑原主査　事務局は、あくまで別紙の主旨に則って、答申（案）を作成させていただいたと認識しております。

野口委員　選定項目が妥当か等の議論が答申（案）のどこにもないのですが。

桑原主査　選定項目が妥当かどうかについて答申文に入れるまでもなく、本来のアセスメントの手続きに必要な最小限のやらなければいけないことが入れられているとの認識にたって作成させていただいております。

野口委員　事務局の判断ではなく、市長はこれを議論してくださいと言っているのですよね。

桑原主査　どこまで答申文に盛り込むのかを含めて事務局で、今回（案）を出しておりますので、あとはこの審議会で揉んでいただければいいかと思えます。

野口委員　大前提のところをはっきりしないと議論のしようがないと思います。

本條会長　野口委員のご意見としてはどういうことでしょうか。

野口委員 市長の諮問（別紙）に沿った答申を作成すべきだと思います。

本條会長 結論として妥当であるというような答申にすべきであるという主旨でしょうか。

野口委員 市長の諮問にある4項目について議論をして答申をするということでないか、と答申にはならないと思います。

本條会長 市長からは妥当なのか等についての諮問がきておりますので、答申もそれに沿った内容にすべきというご意見と解釈してよろしいでしょうか。

野口委員 結論がどのようになるのかわかりませんが、まず、審議会としてはそれを議論すべきであろうと思います。

本條会長 妥当かどうかということについて、答申（案）の意味としては、検討内容は妥当であるけれども、こういうこともしてくださいということが資料に基づいて作成されたものと私としては解釈しました。もしも、諮問に対してこの答申（案）を変えらるならば、どういう風に妥当かどうかという返事をしたらよいのかについて、野口委員はご意見をお持ちでしょうか。

野口委員 計画段階環境配慮書のP57に計画段階配慮事項の選定結果とその理由が記載されていて、ここに配慮事項が列挙されています。諮問の(1)はここに記載されているものとなります。(2)については、P58に調査等の手法として記載されていますし、(3)については、P63に評価の結果に記載されているものになります。1つ気になるのは景観(P57)のところになりますが、そもそも左の欄を見ると、「人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」となっていて、環境要素として景観しか選んでいません。P16の「景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」には、「景観とともに主要な人と自然との触れ合い活動の場」というものが位置づけられていますが、配慮書には入っていないわけです。景観だけではなく、主要な人と自然との触れ合い活動の場も、配慮事項の選定基準の中には入れるべきだと思っています。

本條会長 具体的な表現についてはどのように考えていますか。

野口委員 「人と自然との触れ合いの活動拠点となっている環境資源」と表現をしてみたのですが、その表現は検討していただければと思います。調査手法については、事前の答申（案）の（3）動物、植物および生態系の中に、「既存文献のみならず～」と記載されておりますので、こちらで結構です。評価の結果についてですが、それについてはP63にあるわけですが、植物と生態系のところに「～影響を与える可能性は小さい」と記載されていますが、これはいかなるものかと思いません。答申（案）の中に「動物、植物および生態系」についてはご指摘いただいているので、こちらは配慮してもらったので感謝しております。答申（案）の（3）に「～多種多様な動物や植物が存在していることから、重要種や希少種以外についても影響を考慮してください。」と記載されており、大変結構ではあります。ただし、個別の種の話ではなく、都市における樹林地をどう守るのかという視点が必要だろうと申し上げたいと思っていますので、そこをうまく盛り込むよう検討していただきたいと考えています。

本條会長 答申（案）には重要種や希少種以外と記載されていますが、それだけだと不十分ということでしょうか。

野口委員 種に影響があるのかどうかだけではなく、都市における大事な樹林地に影響があるのかをどのように評価するのかということについて取り上げていただきたいということです。

本條会長 そうすると、単語として「樹林地」をどこかに入れた方がいいということですか。

野口委員 はい。

本條会長 それでは、かえって周囲への影響が狭まってしまうかもしれませんが、答申（案）の中に樹林地などへの周囲の影響を考慮してほしいというような表現を入れるのがいいのでしょうか。

それから、先ほどの景観以外の部分に関しては、文言が長いのでなかなか入れにくいのではないかと感じたのですが、いかがですか。

野口委員 文としては必要ではないかなと思います。あくまでも最初の段階ですから、配慮書で落としてしまうと、そのあとの調査等が行われなくなってしまうので、配慮書の段階は広くみておくべきだろうなと思います。

本條会長 答申に盛り込まないといけないので、何か文言としてはどこに入れる方がいいでしょうか。動物、植物および生態系なのか、新たに項目を作らなければいけないのか、いかがでしょうか。

野口委員 各論のところでは景観についてはまったく触れていないので、私の希望としては、新たに(4)を作っていただきたいですね。千葉県資料は、景観については、市川市の大町周辺のことしか記載されていません。あとは景観については記載されていませんね。

瀧本委員 最初に市長から環境配慮の検討について申し入れがあって、それに対する答申になっていると思います。その中には、最初の市長の話では、こういう項目が妥当なのかどうかを検討してくれと記載してあるわけですから、それが抜けているのであれば、入れる・入れるべきではないではなく、審議していただいて、入れるべきだという答えになればそこに置いていいと思います。市長は具体的に諮問しているのではなく、「こういう項目が配慮されています。これでいいですか。」という指摘ですから、委員の皆様方からこの諮問に対する意見等をいただいているわけですので、それを配慮した答申にすればいいかと思います。したがって、イエスカノーだけでいいかと思います。

本條会長 イエスカノーというのは、これでいいか悪いかということですか。

瀧本委員 いえ、そういうことではなく、例えば、「この項目が抜けているのでこれは入れます」というようなことでいいのではないのでしょうか。

本條会長 わりと曖昧な形ではありますがけれども、今回の答申(案)では記載されているのかなと私は思っていました。

瀧本委員 選定項目が妥当かを議論お願いしますということが文言になっていますので、それに基づいて議論すればいいのではないかと思います。

本條会長 選定項目の中身に関して、ここが抜けていますよと話があがっているとと思っています。

瀧本委員 この審議会でここが抜けていますと結論が出せれば、答申の中でこのような問題があるので、その内容を加えていただきたいとすればいいと思います。

本條会長 野口委員がおっしゃったのは、「人と自然の触れ合いの活動の場」ということが、P57の「人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」の景観だけだとちょっと少ないのではないかという主旨だと思います。ですから、そこに「人と自然の触れ合いの活動の場」のニュアンスを入れようとするとい、いい悪いでは答申の文言としてはどうかということがあると思います。

瀧本委員 市長の諮問に対して、この審議会で練ってこの項目が抜けているなどと持っていくことが本来のやり方だと思います。ですから、委員から抜けていると感じられたのであれば、委員の皆様方で練っていただいて、これは答申の中に入れるとしていただければ、問題ないかと思っています。

野口委員 一つ目は、(3)に重要種や希少種以外についても～というところで樹林地への影響を入れて欲しいということと、二つ目に(4)を新たに作って人と自然との豊かな触れ合いの場についても入れて欲しいということ、最後にP63の「～影響を与える可能性は小さい」と結論を今の段階で出されるのはいかがなものかということについて申し上げたいと思っています。

本條会長 「～影響を与える可能性は小さい」は表現がよくないというのは、答申(案)の文言については、事務局はどのようなお考えでしょうか。

門倉環境政策課長

評価の大小のレベルは、なかなか難しいところではありますので、表現の仕方については千葉県に意見を申し上げてはどうかと思います。

野口委員 可能性がある」と記載されているところと、可能性が小さい」と記載されているところがありますので、明らかに差があるわけです。きちん

と調査をしてからでないと、最初の段階から可能性が小さいという風に否定されてしまうようでは困ります。

門倉環境政策課長

表現について誤解を受ける部分が一部あると案文に入っておりますが、「～誤解等を招くことがないように表現を工夫してください」と入れているところではありません。

野口委員 この案文からはそのようには読み取れません。

本條会長 色々書き方はあると思うのですが、実際に答申に記載するとなると、この小さいという表現をやめてくださいと記載することはできるのですか。

野口委員 繰り返しになりますが、諮問では(3)で妥当なのかという議論をお願いしますとありますので、妥当ではないということだと申し上げたいと思います。

本條会長 P63の植物のところ、植物に影響を与える可能性は小さいと、生態系のところで、生態系に影響を与える可能性は小さいとされていますが、影響を与える可能性は小さいと結論づけにくいのではないかと思います。

野口委員 はい、そうです。それと景観の中で人と自然との豊かな触れ合いの場というものがあって、項目についても当然影響を与える可能性はあると思っていますので、その点についても考慮していただきたいです。

本條会長 そちらについては、配慮事項として景観のみではなく、人と自然との豊かな触れ合いの場についても検討してほしいということよろしいですか。

野口委員 はい、そのようにすれば、当然評価の結果を記載しなくてはいけなくなってくると思いますよ。

本條会長 評価の結果というのは、配慮書の方でということですよ。

野口委員 配慮事項に入れてくださいということです。

門倉環境政策課長

先ほどの評価の大小のレベルは、表現方法につきましては、具体的にある程度のものが明確にならないと、なかなか修正について言いにくいこともありますので、表現等の言い回しの文言を考えさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

野口委員 私は可能性はあるかないかは、表現の方法ではなくて、評価だと思います。

門倉環境政策課長

事務局で表現を変えることはできませんので、その辺については調べさせていただければと思います。

野口委員 はい、わかりました。

それと、評価のところですが、審議会として影響の大小に関する結論を出すことは難しいと思いますが、小さいというのにも可能性があるなしという答申（案）にはならないと思います。いずれにしても、ここについては可能性が小さいと配慮書で結論づけてしまっただけでは困りますということです。その辺りを検討してください。

本條会長 その辺りの言い回しを見ますと、重要な種の生育地等を回避しているので小さいと記載されているので、全部小さいのではなく条件付きで小さいと言っているように読み取れます。

野口委員 そうではなくて、そもそも重要なところは通らないので植物には影響ありませんと記載されています。ところが、私が問題として挙げた樹林地のことはそもそも念頭に置いていないわけです。ですから、影響の可能性は小さいとなってしまいますので、そこを問題だと申し上げているのです。

本條会長 なかなかご要望を完全に満たす文言については難しいようですが。

野口委員 ここで一言一句を確定するのですか。

本條会長 私は大体確定しておいた方がいいかと思います。

野口委員 一つ目は、答申（案）の（3）動物、植物及び生態系に「都市部における樹林地」という文言を何らかの形で表現していただきたいこと。二つ目に配慮事項の中に「人と自然の触れ合いの活動の場」というものを位置づけてほしいこと。三つ目にP63の評価の結果の中に「～影響を与える可能性は小さい」というところを工夫していただきたいと思います。

本條会長 最後のご意見の「～影響を与える可能性は小さい」というのは、野口委員はそうは読み取れないとのご意見がありましたが、事務局では答申（案）の総論に「～調査対象範囲等の明示や誤解等を招くことがないように表現を工夫してください」と文言を入れていただいています。私はこの文章をうまく変えられればそれでよいのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。

野口委員 誤解の問題でしょうか。私は誤解の問題ではないと思います。

本條会長 今、提案しましたのは、どこをどのように直すかということです。

野口委員 答申（案）の（3）の最後にちょっと触れていただければいいかなと思います。

本條会長 一般の樹林地のことについても考えてほしいと入れた時点で、ある程度、可能性は小さいという意味合いは入っているかなと思います。

野口委員 順当にいけばそうだと思います。

本條会長 樹林地のことを加えるとするならば、答申（案）の（3）にあまり細かく言わなくてもいいのではないのでしょうか。

野口委員 市民の立場からすると、松戸市の審議会ではこの影響を与える可能性は小さいということを認めたのですねと受け取られてしまうと思います。

本條会長 今までの議論をまとめますと、答申（案）の（3）動物、植物および生態系に樹林地も対象にし、影響評価を比較すること、（4）に「人と自然の触れ合いの活動の場」を言及することとでいいでしょうか。

門倉環境政策課長

今の評価ということにつきましては、入れる場所に重要種や希少種以外のところに樹林地という文言が入るのですが、その後に影響に配慮してくださいと文言が入っています。ここで改めて評価というよりも、そのまま樹林地の部分を入れるということによろしいでしょうか。

野口委員 はい、それでかまいません。

本條会長 （4）を追加するという点についてはどうでしょうか。

桑原主査 野口委員のご指摘いただきました、P57の表に景観しか記載されていないことについては、選定理由とその結果を見ますと、なお書きで記載しています。事務局では、このような考え方に基づいて整理されたのだろうと解釈しておりましたので、触れ合いのところまでは今回はいいのかなと考えていたところがございます。なお、配慮書段階でご意見を出せない場合でも、この次の段階の方法書や準備書でもご意見が出せますので、その点をご理解いただければと思います。

野口委員 それでは、配慮書は何のためにあるのですか。配慮書がない段階で環境影響評価をやると、それでは色々な項目ができないから、始まる前に何を配慮すべきかを考えましょうということが配慮書の主旨ではないのですか。

桑原主査 あくまで配慮書とは、既存文献を中心に調査したものになります。これからは、実際のフィールドでやるわけですので、配慮書で想定し得なかった色々な項目が出てきます。そうすると、例えば、文献ではここまでしか調査できなかったものが、ここに出てきたなどあるかと思えます。そのような場合は、新たに出てきた項目に対して、ご意見があると思えますので、次の段階でもご意見は出せるとお伝えいたしました。今の段階では、既存文献に基づくものですから、このレベルで整理されているということです。

野口委員 調査手法そのものがおかしいと言っているのです。

桑原主査 環境影響評価法に基づいて手続きをやっていますから、そもそもの法令がおかしいとなってしまいますので、それをおかしいとは言いがたいので、ご理解いただければと思います。

野口委員 表現が適切ではなかったですね。

本條会長 妥当だけれども、人と自然の触れ合いの場についても検討してくださいというような文言を入れていただくということによろしいでしょうか。

野口委員 お願いします。

本條会長 それでは、先ほど申し上げた文言を付け加えて、この答申とするということで他の委員様もよろしいでしょうか。

(異議なし)

本條会長 それでは、最後に、次第の4、「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局 環境保全課から1点、報告事項がございます

(中村環境保全課長補佐説明)

本條会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質問等がありましたら、お願いいたします。

(質問等を待つ)

本條会長 質問がないようですので、その他、何かございますか。

門倉環境政策課長

本日は、ご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。本日ご議論いただきました内容を本條会長に修正していただき、答申としていただければと思います。最終的に市の意見として千葉県へ提出させていただきたいと考えております。なお、次回の環境審議会の開催につきまして、現時点では未定となっております。したがって、開催の日程が決まりましたら、各委員さんにご連絡させていただきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

本條会長 以上をもちまして、平成 29 年度第 3 回松戸市環境審議会を終了いたします。長時間にわたり、お疲れ様でした。また、議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、司会を事務局にお返しいたします。

司会 本日は、長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして、終了させていただきます。

【議事終了】

以上